

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇三三六（略）</p> <p>三三七 二―（二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジターシャリーペンチルフェノール（別名UV―三二八。第七条の表二十一の項において「UV―三二八」という。）</p> <p>三三八 一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフエニル）エタン（別名メトキシクロル）</p> <p>三三九 一・二・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四</p> <p>・十四―ドデカクロロ―一・四・四a・五・六・六a・七・十・十a・十一・十二・十二a―ドデカヒドロ―一・四・七・十一―ジメタノジベンゾ「a・e」「八」アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上</p>	<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇三三六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上</p>

欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇二十（略）	（略）
二十一 UVー三二八	一 潤滑油 二 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三 塗料及びワニス 四 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料
二十二 デクロラン プラスチック	一 潤滑油 二 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 電子機器及び電気機器の部品 四 シリコンゴム 五 接着剤及びテープ

附則

欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇二十（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

附則

1・2 (略)

(経過措置)

3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	(略)	第一種特定化学物質	用途
令和十八年十二月三十一日	(略)	(略)	(略)
令和十二年二月二十六日	デクロランプラス	防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第一項第十三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造	

1・2 (略)

(経過措置)

3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	(略)	第一種特定化学物質	用途
令和十八年十二月三十一日	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)